

教員養成セミナー8月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養トレーニング
合格PASSPORT

◆第12回◆教育時事②
第三期教育振興基本計画
働き方改革

講師：本田 辰雄

テーマ1

第三期教育振興基本計画

テーマ1

1. 教育振興基本計画とは？

教育振興基本計画は、わが国の教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けるための方向性を示したものです。2018年から2022年度の計画を定めたものとして、第三期教育振興基本計画が策定されました。これまでの計画を引き継ぐ形で、改正教育基本法に規定する教育の目的である「（1 **人格の完成**）」、「平和で（2 **民主的**）な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「（3 **教育立国**）」の実現に向け更なる取組が求められています。

テーマ1

1. 教育振興基本計画とは？

※教育基本法

第一条（教育の目的）

教育は、**人格の完成**を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

テーマ1

2. 我が国における今後の教育政策の方向性

●これまでの取り組みの成果

これまでの教育振興基本計画の成果として、初等中等教育段階においては、（1 **PISA（OECD生徒の学習到達度調査）2015**）、（2 **TIMSS（国際数学・理科教育動向調査）2015**）において我が国が引き続き世界トップレベルであることや、（3 **全国学力・学習状況調査**）において成績の低い県の成績も全国平均に近づく状況が見られ、学力の底上げが図られていることが明らかになっている。これらに加え、児童生徒の学習時間その他の学習状況においても、一定の改善が見られる。さらに、幼稚園、小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する（4 **個別の指導計画**）や（5 **個別の教育支援計画**）の作成率の向上、**コミュニティ・スクール**や**地域学校協働本部**の基盤となる学校支援地域本部など学校と地域との組織的な連携・協働、学校施設の耐震化などにおいて進展が見られる。

テーマ1

2. 我が国における今後の教育政策の方向性

個別の指導計画

児童一人ひとりの指導目標や内容、方法等の手立てを各教科等全体にわたって考慮し、児童生徒の障害に応じた**きめ細かな指導**を行うために作成されるもの。**学期**ごとまたは**年間**の具体的な指導の目標、内容等を盛り込んだ指導計画として作成されている。**個別の指導計画**は、**個別の教育支援計画**を踏まえて、より具体的な指導の内容を盛り込んで作成される。

個別の教育支援計画

障害のある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、適切に対応していくという考えのもと、乳幼児期から学校卒業後までを通じた**長期的な視点**で一貫した的確な教育的支援を行うことを目的として作成されるもの。

テーマ1

2. 我が国における今後の教育政策の方向性

- これまでの取り組みの成果

大学等の高等教育段階においては、学生の主体的な学修活動を後押しする学修環境整備や、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の三つの方針（以下「三つの方針」という。）の策定・公表、全学的な教学システムの構築など、大学教育の質的転換に向けた取組が進展するとともに、**所得連動返還型奨学金制度・給付型奨学金制度の創設**など、学生の経済的支援の充実に向けた取組を進めてきている。

テーマ1

3. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- 社会状況の変化

2030年頃には、（1 **第4次産業革命**）とも言われる、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想されている。研究・開発・商品化から普及までのスピードも加速化しているとの指摘もあり、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定されるなかで、我が国は（1 **第4次産業革命**）への対応においてアメリカやドイツなどに遅れを取っているとの指摘もあり、取組の加速が大きな課題となっている。

テーマ1

3. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- ・ 技術革新

技術革新の進展により、今後10年～20年後には日本の労働人口の相当規模が技術的には AI やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられる。今後、いわゆるメンバーシップ型雇用からジョブ型雇用への移行や労働市場の流動化が一層進展することも予想されている。

テーマ1

3. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- ・ 子供の貧困

子供の貧困は、**相対的貧困率**について改善が見られるものの、引き続き大きな課題である。専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は約8割となっている中で、家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴など）と子供の学力や4年制大学への進学率には相関関係が見られることを指摘する研究が存在する。

また、学歴等により生涯賃金にも差が見られる。子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性がある。

テーマ1

3. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

※相対的貧困率

収入から税金や社会保険料を引いた可処分所得を高い順に並べ、中央の額の半分に満たない人が全体に占める割合。

テーマ1

3. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- ・ 地域間格差

人口移動の面では、東京一極集中の傾向が加速し、全人口の4分の1以上が東京圏に集中する中で、民間機関による地方公共団体の「消滅可能性」に関する分析結果が発表され、多くの地方公共団体や地方関係者に強い衝撃を与えた。

地域の経済動向をみると、雇用・所得環境の改善が続いている一方、少子高齢化や人口減少といった構造変化もあり、経済環境の厳しい地域もみられる。消費や生産といった経済活動の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には、一人当たり県民所得等に差が生じている。

テーマ1

3. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- ・ 地域間格差

また、大学進学率は都市部では高く地方では低い傾向が見られ、地域差が生じている。例えば、**東京都と鹿児島県の高等学校等新規卒業者の大学進学率では、33ポイントの開きがあるなど、地域によって高等教育に関わる状況も異なっている。**

東日本大震災や平成28年熊本地震など各地の災害に対して、学校施設の復旧や就学支援、児童生徒の心のケア、学習支援、復興を支える人材の育成や地域の再生などが求められている。

テーマ1

3. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

教育をめぐる状況変化

小・中学校の児童生徒の学力に関しては、国内外の学力調査結果が近年改善傾向にあり、学習時間についても増加傾向にあるとの調査結果がある。また、内閣府の調査によれば、9割以上が学校生活を楽しいと感じ、保護者の8割は総合的に見て学校に満足している。

一方、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていくという面に課題があると考えられる。また、直近の国際学力調査では、読解力が有意に低下しているとの課題がある。このほか、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が横ばいであることや、子供たちの自己肯定感が諸外国と比べて低いという調査結果がある。

テーマ1

3. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

子供を取り巻く状況については、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にある一方、授業においてコンピューターを使っている生徒の割合は OECD 加盟国で最も低い水準にある。また、情報化が進展し、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になる一方で、**知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確にとらえたりしながら読み解く能力に課題が生じている**との指摘もある。また、子供が SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子供の安全が脅かされる事態が生じている。

テーマ1

3. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

子供の健康や安全に関しては、朝食を欠食する児童生徒の割合が増加しているといった食習慣の乱れなど多様化する健康課題のほか、性や薬物等に関する情報の入手が容易になったり、SNS、犯罪予告、国民保護等における対応等の新たな安全上の課題も生じたりするなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。

生徒指導面での課題としては、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数は依然として相当数に上っており、また、いじめにより重大な被害が生じた事案も引き続き発生している。

テーマ1

4. OECD の教育政策レビュー

● OECD による教育政策レビュー

OECD による我が国の教育政策レビューによれば、国際的に比較して、日本の児童生徒及び成人は、OECD 各国の中でもトップクラスの成績であり、日本の教育が成功を収めている要素として、子供たちに対し、（1 学校給食）や（2 課外活動）などの広範囲にわたる（3 全人的）な教育を提供している点が指摘されている。あわせて、経済を成長させ、貧困を減らす一つの方法として、21世紀の社会において必要な能力を養成するために若者や大人に投資することが重要であることが指摘されている。

テーマ1

5. 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に見られる教育をめぐる政策の動向 I

● 「Ⅲ 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項」
第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指すとしている。

【個人と社会の目指すべき姿】

（個人）自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

（社会）一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、
社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

テーマ1

5. 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に見られる教育をめぐる政策の動向 I

【教育政策の重点事項】

- 「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」, 「生産性革命」の一環として, 若年期の教育, 生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

テーマ1

6. 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に見られる教育をめぐる政策の動向Ⅱ

● 「Ⅳ. 今後の教育政策に関する基本的な方針」 - 1

第三期教育振興基本計画では、前述の生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組が整理されている。

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

テーマ1

6. 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に見られる教育をめぐる政策の動向Ⅱ

★夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

- ・初等中等教育段階における、2030年以降の社会の在り方を見据えた育成すべき資質・能力については、「（1 何を理解しているか、何ができるか）」、「（2 理解していること・できることをどう使うか）」、「（3 どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）」という三つの柱で確実に育成するため、新学習指導要領の周知・徹底及び着実な実施を進める。その際特に、「（4 主体的・対話的で深い学び）」の視点からの授業改善（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）を推進することや、「（5 カリキュラム・マネジメント）」を確立することなどが重要である。

テーマ1

6. 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に見られる教育をめぐる政策の動向Ⅱ

・ 幼児教育から高等教育までの各学校段階において体系的・系統的な（6 **キャリア教育**）を推進するとともに、高等学校段階以降においては、地域や産業界との連携の下、職業において求められる知識や技能、技術に関する教育の充実を図り、今後の社会的・職業的自立の基盤となる（7 **基礎的・汎用的能力**）や、生涯にわたり必要な学習を通じて新たな知識や技能、技術を身に付け、自らの職業人生を切り拓いていく原動力を育成することが重要である。

テーマ1

6. 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に見られる教育をめぐる政策の動向Ⅱ

● 「Ⅳ. 今後の教育政策に関する基本的な方針」 - 2

★ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

1 【家庭の経済状況や地理的条件への対応】

- ・ (1 **幼児期**) の教育は、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものであり、幼稚園・保育所等の全ての子供が質の高い教育を受け、共通のスタートラインに立つことができるようにする必要がある。また、公教育の質を向上させるとともに、家庭の経済状況等にかかわらず、高等学校にも、専修学校、大学にも進学できる環境を整えなければならない。

テーマ1

6. 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に見られる教育をめぐる政策の動向Ⅱ

- ・ 高等教育は、多くの国民が修学し、知識や技能を身に付けるためのインフラとなってきたており、高等教育機関への進学率は、現在は（2 **約8割**）にまで高まっている。意欲と能力のある若者が、家庭の経済事情にかかわらず、質の高い教育を受けられるよう、高等教育を真に開かれたものにしていくことが重要である。

テーマ1

6. 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に見られる教育をめぐる政策の動向Ⅱ

2 【多様なニーズに対応した教育機会の提供】

- ・ 一人一人が豊かな生活を送り，また，公平公正で活力ある社会を実現する上で，障害の有無や，日本語指導の必要性，不登校や高校中退など，多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供が必要である。また，教育の場において，**個人の性的指向や性自認の多様性に適切に配慮することも求められる。**

テーマ1

6. 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に見られる教育をめぐる政策の動向Ⅱ

- ・ 障害のある子供について、一人一人の障害の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育の推進が必要である。併せて、地域や社会との連携の推進や多様化する個々の希望を踏まえた進路指導など、適切な指導や支援を切れ目なく提供するとともに、学校卒業後における障害者の学びの支援や、障害者の継続的なスポーツの実施促進、文化芸術活動の振興などに取り組むことが重要である。

テーマ1

6. 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に見られる教育をめぐる政策の動向Ⅱ

・また、グローバル化の進展によってますます増加することが見込まれる、海外に在留した後に帰国した児童生徒や、外国人児童生徒など、日本語指導が必要な子供についても、海外における学習・生活体験を活かしつつ国内の学校生活に適応することができるよう指導を行う必要がある。

・さらに、家庭環境や学校生活に複合的な課題を抱える子供や、子育てをしながら学業の継続を希望する者など、多様なニーズのある者に対して、そのニーズを早期に発見し、年齢階層で途切れることなく、関係機関・団体が連携して継続的に対応することが重要である。

テーマ1

6. 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に見られる教育をめぐる政策の動向Ⅱ

・加えて、社会において自立的に生きる基礎となる義務教育について、様々な事情により十分に受けることができなかった人々に対し、年齢等に関わりなく、多様な学習活動の実情を踏まえた**教育機会の確保**等を進めることや、若者の**社会的自立**に向け、不登校や高校中退者等の様々な背景に対応した学習相談・支援等に取り組むことが求められる。

テーマ1

7. 今後5年間の教育政策の目標と施策群

基本的な方針	教育政策の目標
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1)確かな学力の育成〈主として初等中等教育段階〉
	(2)豊かな心の育成〈々〉
	(3)健やかな体の育成〈々〉
	(4)問題発見・解決能力の修得〈主として高等教育段階〉
	(5)社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成〈生涯の各段階〉
	(6)家庭・地域の教育力の向上，学校との連携・協働の推進〈々〉
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7)グローバルに活躍する人材の育成
	(8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成
	(9)スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成
3 生涯学び，活躍できる環境を整える	(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
	(11)人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進
	(12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進
	(13)障害者の生涯学習の推進

4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応
	(15)多様なニーズに対応した教育機会の提供
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等
	(17)ICT利活用のための基盤の整備
	(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
	(19)児童生徒等の安全の確保
	(20)教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革
	(21)日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

テーマ2

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」(H31.1)

テーマ2

1. 学校における働き方改革

●我が国の学校教育と学校における働き方改革

・我が国の学校教育は、150年に及ぶ教科教育等に関する蓄積に支えられた高い意欲や能力をもった教師によって支えられている。教科等における内容項目の指導を通して、事実的な知識を習得させるだけではなく、概念を軸に知識を体系的に理解させ、教科固有の見方・考え方を働かせて考え、表現させたり、授業や特別活動などを通じ対話し、協働する力をはぐくんだりしているのは、これらの教師の努力や取組によるものである。

テーマ2

1. 学校における働き方改革

・しかし、国際的にも評価されている「(1 **日本型学校教育**)」を展開する中で、我が国の学校教育の高い成果が、**教員勤務実態調査**に示されている教師の長時間にわたる献身的な取組の結果によるものであるならば、**持続可能**であるとは言えない。「ブラック学校」といった印象的な言葉が独り歩きする中で、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは子供たちにとっても我が国や社会にとってもあってはならない。**持続可能な学校教育**の中で教育成果を維持し、向上させるためには、第一に、**教師が我が国の学校教育の蓄積を受け継ぎ、授業を改善するための時間を確保できるようにするための学校における働き方改革が急務である。**

テーマ2

1. 学校における働き方改革

・第二に必要なのは、子供を取り巻く変化への対応のために「**チームとしての学校**」の機能強化を図ることである。社会のグローバル化や都市化・過疎化，家族形態の変容，価値観やライフスタイルの多様化，地域社会等のつながりの希薄化や地域住民の支え合いによるセーフティネット機能の低下などが生じている。また，情報技術の発展により，各種の情報機器が子供たちの間でも広く使われるようになり，人間関係の在り様に変化してきている。さらに，我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しいということも明らかになり，学校は，「**子供の貧困対策のプラットフォーム**」として位置付けられ，対応が求められている。このような中，**スクールカウンセラー**や**スクールソーシャルワーカー**といったスタッフを含めた「**チームとしての学校**」の機能強化を図ることが求められており，このことは学校における働き方改革にとっても重要となっている。

1. 学校における働き方改革

● 日本型学校教育に対する評価

我が国の学校及び教師は、新しい学習指導要領の実施を迎える中で授業力の向上が求められていることに加え、諸外国と比較して、授業以外にも広範な役割を担っている。（国立教育政策研究所（2017）「学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書」）

我が国の教師は、学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、児童生徒の状況を総合的に把握して指導を行っている。このような児童生徒の「（2 全人格的）」な完成を目指す教育を実施する「**日本型学校教育**」の取組は、国際的に見ても高く評価されている。

テーマ2

2. 学校における働き方改革の目的

- これまでの教育の成果を維持・向上

- ・ 学校における働き方改革は、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないようにすることを通じて、自らの教職としての専門性を高め、より分かりやすい授業を展開するなど教育活動を充実することにより、より短い勤務でこれまで我が国の義務教育があげてきた高い成果を維持・向上することを目的とするものである。

テーマ2

3. 学校における働き方改革と子供，家庭，地域社会

学校における働き方改革を進めるに当たっては、「**社会に開かれた教育課程**」の理念も踏まえ、家庭や地域の人々とともに子供を育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材，高齢者，若者，PTA・青少年団体，企業・NPO等）とともに、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（**地域学校協働活動**）を進めながら、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切である。

テーマ2

3. 学校における働き方改革と子供，家庭，地域社会

特に，教師と保護者で構成されている PTA に期待される役割は大きく，その活動の充実が求められる。また，今後一層，子供たちに求められる資質・能力とは何かを家庭や地域の人々と共有し，家庭生活や社会環境の変化によって家庭の教育機能の低下も指摘される中で，家庭の役割や責任を明確にしつつ具体的な連携を強化し，学校における働き方改革により増加することが見込まれる子供たちの学校外における時間を生かし充実したものとすることが重要である。

テーマ2

4. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

- 勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドライン
- 勤務時間の管理については、厚生労働省において「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）が示され、使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録することとされている。

このガイドラインの適用範囲は「労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場」であることから、国公私立を問わず、全ての学校において適用されるものである。

テーマ2

4. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

- このように、勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であり、今般の労働安全衛生法の改正によりその責務が改めて明確化されたところである。
- このため、今回の学校における働き方改革を進めるに当たり、学校現場においてはまずもって勤務時間管理の徹底を図ることが必要である。勤務時間管理に当たっては、極力、管理職や教師に事務負担がかからないようにすべきであり、服務監督権者である教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築することが必要である。

テーマ2

4. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

- 上限ガイドラインの策定

- 勤務時間管理に関し、平成31年1月25日に上限ガイドラインが策定された。これは当審議会の中間まとめの提言を受けたものであるが、上限ガイドラインにおいては、「**超勤4項目**」以外の時間外勤務も含めて「在校等時間」として外形的に把握し、民間や他の公務員に準じた時間外勤務の上限の目安時間を超えないようにすること等とされている。

テーマ2

4. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

上限ガイドラインにも記載されているように、これを策定したことが上限の目安時間まで教師等が在校等した上で勤務することを推奨する趣旨に受けとられては絶対にならず、在校等時間を更に短くすることを目指して取り組むべきである。このため、上限ガイドラインを踏まえ、文部科学省や教育委員会等が具体的な長時間勤務の削減方策を確実に講じ、各学校や一人一人の教師がその方策の下、自らの職務の在り方を改革することが必要である。

テーマ2

4. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

(1) 本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」の考え方
(中略) 今回のガイドラインにおいては、在校時間等、**外形的に把握**することができる時間を対象とする。

具体的には、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

テーマ2

4. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。また、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

テーマ2

4. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

上限の目安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、**45時間**を超えないようにすること。
 - ➡ 1か月の残業は45時間以内
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、**360時間**を超えないようにすること。
 - ➡ 年間の残業時間は360時間以内
 - ➡ 教師の残業の存在を追認し、上限を定めた。

テーマ2

4. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

(3) 特例的な扱い

① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

テーマ2

4. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

テーマ2

4. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

「超勤4項目」

「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」に定められている業務のこと。具体的には、校外実習、修学旅行、職員会議、非常災害の4つである。原則として残業は認められていないが、臨時または緊急のやむをえない場合に限り、4項目は残業が認められてきた。

テーマ2

5. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

● 学校が担うべき業務

学校が担うべき業務を大きく分類すると、以下のように考えられる。

- i) 学習指導要領等を基準として編成された教育課程に基づく**学習指導**
- ii) 児童生徒の人格の形成を助けるために必要不可欠な**生徒指導・進路指導**
- iii) 保護者・地域等と連携を進めながら、これら教育課程の実施や生徒指導の実施に必要な**学級経営**や**学校運営業務**

テーマ2

5. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

教師は、こうした業務に加え、その関連業務についても、範囲が曖昧なまま行っている実態がある。一方、教師以外が担った方が児童生徒に対してより効果的な教育活動を展開できる業務や、教師が業務の主たる担い手であっても、その一部を教師以外が担うことが可能な業務は少なからず存在している。

我が国の学校・教師が担う業務の範囲は、諸外国と比べて多岐にわたり、これらの中には、法令で明確に位置付けられた業務もあれば、半ば慣習的に行われてきた業務もある。

テーマ2

5. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

授業以外に全国の学校で共通して行われている業務の多くは表の①～⑭のいずれかに分類されるが、このほかにも各学校や地域の置かれた状況、各学校の教育目標・教育課程に応じて、様々な業務が発生することが考えられる。これらの業務については、サービス監督権者である教育委員会や設置者において、①～⑭の各業務についての整理を踏まえた上で、教師が専門性を発揮できるか、児童生徒の生命・安全に関わるかといった観点から、中心となる担い手を学校・教師以外に積極的に移していくとともに、そもそもの必要性が低下し、慣習的に行われている業務は、業務の優先順位をつける中で思い切って廃止していくことが求められる。

5. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた業務のうち、役割分担等について特に議論すべき代表的な業務について、法令上の位置付けや従事している割合、負担感、地方公共団体での実践事例等を踏まえつつ、
- ・これは、本来は誰が担うべき業務であるか
 - ・それぞれの業務について、負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか
- の2点から、必要な環境整備を行いつつ、中心となって担うべき主体を学校・教師以外に積極的に移行していくという視点に立って、個別具体的に検討を進めた。

テーマ2

5. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

テーマ2

5. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

今後、国、教育委員会、各学校が取り組むべきことは以下の通りである。

国	教育委員会等	各学校
<ul style="list-style-type: none">・学校や教師の担うべき業務範囲の明確化、学校管理規則モデル等の提示・地域や保護者の理解のための資料提供・業務改善の取組の優良事例の提供・調査・統計、依頼事項の精選・民間団体等からの出展依頼や家庭向け配布物について、学校の負担軽減に向けた協力の呼びかけ・現場に様々な業務が付加されてきた反省を踏まえ、勤務時間や人的配置、業務改善等を踏まえ、業務量を俯瞰、一元的に管理する部署を設置 等	<ul style="list-style-type: none">・所管する学校に対する業務改善方針・計画の策定・事務職員の資質・能力・意欲向上、学校事務の共同実施の促進・独自に実施する調査・統計、依頼事項の精選・学校の業務改善の取り組みに対する支援・ICT等業務効率化に必要な環境整備等	<ul style="list-style-type: none">・学校の重点目標、経営方針の明確化・関係機関や地域住民との連携の推進等

テーマ2

6. 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

- 毎日の業務の在り方を見直す

教師の勤務の実態に関し、学校には夏休み等児童生徒の長期休業期間がある一方で、教師の業務は成績処理や指導要録を記入する学期末・学年末の時期や、学校行事や部活動の大会が実施される時期については、それ以外の時期と比較して長時間の勤務となる場合が多い。そのため、教師の長時間勤務を見直すに当たっては、毎日の業務の在り方を徹底的に見直しその縮減を図ることを前提に、こうした勤務態様をとらえ、**年間を通じた業務の在り方**にも着目して検討を行うことが有効と考えられる。

テーマ2

6. 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度改革

- 一年単位の変形労働時間制の導入について

児童生徒の教育活動をつかさどる教師の勤務態様としては、児童生徒が学校に登校して授業をはじめとする教育活動を行う期間と、児童生徒が登校しない長期休業期間とでは、その繁閑の差が実際に存在している。このことから、地方公務員のうち教師については、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、**一年単位の変形労働時間制**を適用することができるよう法制度上措置すべきである。

→例えば、忙しい学期末は勤務する時間を延長する代わりに、長期休業期間中は勤務時間を短くしたり、休みを取ったり、様々な働き方が想定される。